

平成 1 9 年 度

沖繩県財政健全化審査意見書
沖繩県経営健全化審査意見書

沖 繩 県 監 査 委 員

沖縄県知事 仲井眞 弘多 殿

沖縄県監査委員 又吉 春三

沖縄県監査委員 幸地 啓子

沖縄県監査委員 嘉陽 宗儀

沖縄県監査委員 池間 淳

平成19年度沖縄県財政健全化審査意見書及び平成19年度
沖縄県経営健全化審査意見書について

みだしについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成19年度健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

目 次

平成19年度沖縄県財政健全化審査意見書	1
1 審査の対象	1
2 審査の期間	1
3 審査の概要	1
4 審査の結果	1
(1) 総合意見	1
(2) 個別意見	1
(3) 是正改善を要する事項	1
平成19年度沖縄県経営健全化審査意見書	2
1 審査の対象	2
2 審査の期間	2
3 審査の概要	2
4 審査の結果	2
(1) 総合意見	2
(2) 個別意見	2
(3) 是正改善を要する事項	2

平成19年度沖縄県財政健全化審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成20年8月1日付けで知事から審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した。

2 審査の期間

平成20年8月1日から平成20年9月3日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成19年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	3.75%
②連結実質赤字比率	—	8.75%
③実質公債費比率	11.4%	25.0%
④将来負担比率	132.2%	400.0%

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

平成19年度は実質収支が黒字であり、実質赤字比率は発生せず、良好である。

イ 連結実質赤字比率について

平成19年度は連結実質収支が黒字であり、連結実質赤字比率は発生せず、良好である。

ウ 実質公債費比率について

平成19年度の実質公債費比率は11.4%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好である。

エ 将来負担比率について

平成19年度の将来負担比率は132.2%となっており、早期健全化基準の400.0%と比較すると、これを下回り良好である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 19 年度沖縄県経営健全化審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 20 年 8 月 1 日付けで知事から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した。

2 審査の期間

平成 20 年 8 月 1 日から平成 20 年 9 月 3 日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記 11 の公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

会 計 名	平成 19 年度比率	経営健全化基準
①沖縄県水道事業会計	—	20.0%
②沖縄県工業用水道事業会計	—	20.0%
③沖縄県病院事業会計	10.1%	20.0%
④沖縄県下水道事業特別会計	—	20.0%
⑤沖縄県中央卸売市場事業特別会計	—	20.0%
⑥沖縄県中城湾港（新港地区） 臨海部土地造成事業特別会計	—	20.0%
⑦沖縄県宜野湾港整備事業特別会計	—	20.0%
⑧沖縄県自由貿易地域特別会計	—	20.0%
⑨沖縄県中城湾港（新港地区） 整備事業特別会計	—	20.0%
⑩沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計	—	20.0%
⑪沖縄県中城湾港（泡瀬地区） 臨海部土地造成事業特別会計	—	20.0%

(2) 個別意見

平成 19 年度の沖縄県病院事業会計の資金不足比率は 10.1%となっており、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、これを下回っている。しかし、毎年多額の赤字が発生していることから、引続き経営の健全化に取り組む必要がある。

その他の公営企業会計は、資金不足が発生せず、良好である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。